

# 「自然」をめぐる社会・文化的 問題に関する一考察

——コモンズ論を念頭において——

中 川 秀 一

- I はじめに
  - 1. 問題の所在
  - 2. コモンズ論について
  - 3. Commons の訳をめぐって
- II 千葉徳爾『はげ山の研究』をめぐって
  - 1. 『はげ山の研究』について
  - 2. コモンズ論と『はげ山の研究』
- III Commons の展開
  - 1. 入会と Commons
  - 2. イングランドの Commons・オープンスペース
- IV 社会・文化研究に向けた展望
  - 1. ま と め
  - 2. 社会・文化研究としての課題

## I はじめに

### 1. 問題の所在

地球環境が危機的な状態に向かっていることが人類的な課題であるとい  
う。21世紀は地球社会レベルでの環境対策が求められる時代といわれ、国

際的な対策の取り決めが国家による対応を要請し、国内政策として具体化してきている。また、様々なレベルでの「自然」<sup>1)</sup>に対する人間の関わり方を問い直す営みが行われている。そこでは、グローバルな課題設定に対する私たちの対応のあり方、個々人がどのように考え、行動していけるのかが問われている。

例えば森林を中心にみてみよう。1997年に京都で行われた「地球温暖化防止会議」では二酸化炭素排出量を抑制することを目標に各国が削減目標を設定したが、それに対応して二酸化炭素を吸収する森林の役割が重視され、その整備・保全が国際的な課題として掲げられたことは記憶に新しい。また、1992年のUNCED（環境と開発に関する国連会議）では「森林原則声明」（全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明）が183カ国の合意のもとで定められた。森林問題は環境と開発に関するすべての領域と関連するという認識のもとで、途上国側が強く主張する国家主権及び開発利用権と先進国側の主張する全ての森林を保全する必要性との両方に配慮し、結果として特に先進国による緑化努力の必要性等が合意された。リオサミットの際に策定されたアジェンダ21では、国家ごとに行動計画の作成を求めると同時に、自治体等の地域の役割に期待が寄せられている。

わが国の行動計画においても地方自治体の取り組みに重要な位置づけがなされている。確かに「自然環境との共生」などといった言葉が自治体政策の柱に掲げられることも珍しいことではなくなり、ローカルアジェンダの策定に取り組む地方自治体も現れている。産業や交通基盤の整備が地方自治体の主要な施策の柱だった時代とは確かに変わってきている。また、自然の保全や保護を目的とした新たな区域の設定、公共事業による開発計画も見直されている。「自然」と関わり、保全・保護に取り組む市民活動の多様な展開もみられ、個々の活動を結びつけるネットワークづくりも盛んになっている。地球環境をめぐる国際的なレベルの議論から市民レベルの取り組みまで、

「自然」をめぐる社会環境の変化は、こうした活動に携わっている人々には体験的に感得されているであろう。

その一方で、「自然」と社会の領域の関係は不明確さを増し、自然科学の知の対象とされた「自然」が、「自然」の社会性——ここでは人間性にも関わる——に関する議論をしばしば捨象して、逆に「自然」を疎外しているような状況が生まれている。「自然」の立場を代弁するような動物愛護協会や自然保護団体の発言に象徴される「自然」に関する知の役割が明確ではないことは、これまでは「自然」に対する配慮が十分になされないという問題があったが、最近では、ときとして議論を通じた合意形成による社会的配慮を欠落させる状況が危惧されるのである。「地球環境のため」とか「自然を守る」とかいう言葉が、その適切さの判断を欠いたままに意思決定に影響を与えているように思われる。

さらに、「自然」を守ることが大切であるという言説の一方で、遺伝子工学の発達や臓器移植をめぐる議論が露呈しているように、人間個体内部の「自然」領域中の社会性さえ（あるいはその逆でさえ）、明確な位置づけをなし得ているとはいえない。こうした展開は「自然」との主体的関わりを持ち得ないでいる多くの人々の存在とも関わっている。「自然」のために行動をすることの個人あるいは社会的意義は必ずしも明確とはいえないのである。個々の人が「自然」と関わる社会環境を問題にする場が定かではないことは、自然環境の生態的条件を著しく損なうとされる開発行為が地域の人々の明確な反対意思表示をもってしても継続されていく状況とも関連していると思われる。

本稿はコモンズ論を手がかりとしながら、わが国における入会地の森林の荒廃やイギリスにおける Commons の展開を参照して若干の考察を行いたい<sup>2)</sup>。そのことから「自然」をめぐるわが国の問題状況の一端を、社会文化的な<sup>3)</sup>課題として捉える端緒を得ようとするものである。

## 2. コモンズ論について

本稿で採り上げようとしているコモンズ論とは G. Hardin (1968) の “The Tragedy of the Commons” (コモンズの悲劇) を出発点<sup>4)</sup>、その反証を中心として展開してきたものである。G. Hardin は、中世のイギリスの放牧地 (Commons) を例に挙げながら、放牧地が支えられる範囲内で牛が放牧されている状態を最適に利用が保たれている状態とした上で、個々の放牧者はできるだけ多く自分の牛を放牧するために、共有の放牧地は過放牧に陥るとした。これは牛が一頭ずつ放たれることによる利益は牛を放牧した個人に属するのに対し、不利益 (費用) は集団全体に分散するためである。つまり、共有資源は必然的に枯渇するという結論を導き出したのである。この仮説が前提としている中世イギリスの放牧地については、イギリスの歴史学者らによって反証が挙げられてきており、集団的規制の下で持続的利用がなされていたことが示されている。にも拘わらず、G. Hardin の仮説的理論は資源問題を考える重要な理論的枠組みとして、様々な科学分野の教科書が採り上げてきたほか、カナダの大西洋における漁業資源管理政策の条項でも用いられている<sup>5)</sup>。

他方、G. Hardin の一般的な仮説に対して、様々な民族、地域の慣習を事例に、近代的な排他的所有形態とは異なる管理方式の下にある共有資源が、むしろよりよく維持管理されてきたケースをその反証として強調するものが多く表れてきた<sup>6)</sup>。こうした研究の多くは、所有制度にとどまらず、それを含む社会的枠組みの中での共有資源のあり方を実証的に検討し、資源の共同管理のあり方とそれをめぐる社会関係に言及することによって G. Hardin の議論を乗り越えている。

しかし、一方でコモンズを普遍的な概念として議論することに対しては、いささかの抵抗がないわけではない。そもそもコモンズと呼ばれるものを採り



上げる研究者自身がどのような社会的背景を持っているのか、例えば人類学者であったり、経済学者であったり、社会学者であったりすることはcommonsを採り上げる視点に影響を与えていないかといったレベルから、そもそも汎社会的にcommonsという共通の概念で把握されるものを指定できるのか、さらにその存在をあたかも超歴史的なものとして捉えて資源管理のモデルと考えることはどのような意味を持つのかについて、十分な検討がなされているとはいえない。

本稿はこうした問いかけの中から、少なくともわが国における社会文化的取り組みが「自然」との関わりのある方ときり結ぶ契機となる位置にcommons論があることを示す試みである。

### 3. Commons の訳をめぐる

わが国の近年のcommons論についてはすでに三井昭二<sup>7)</sup>が整理している。三井はcommons論から新たな市民的な資源管理型社会を展望しており、筆者も共感するものである。ここで筆者が論じたいのは、わが国における資源の共同管理の議論に引きつけてcommons論を考える前提についてである。例えば、commonsは採り上げられる側面によって「入会地」あるいは「共有地」などの訳語が用いられている<sup>8)</sup>。このことはcommonsのあり方をめぐる社会文化的背景の差異の所在を端的に示しているように筆者には思われるのである。ここではふたつの例を挙げておきたい。

ひとつは、生態人類学者の秋道智彌<sup>9)</sup>の述べるところであり、わが国の入会地はあえていえば「なわばり」と呼ぶべきものであり、commonsとは明瞭に区別されるとする。秋道によれば、commonsは構成員が平等にそれを利用するという考えに基づいており、それは、一神教のもとの平等観念から生じているという。したがって、公と私の区分は明確であり、それがcommonsのありかたと深く関わっている。それに対し、日本の場合、公私の区別は

あいまいであり、両者をつなぐ存在として「カミ」が位置づけられている。ここでいう「カミ」とは信仰の対象としての神ではなく、自然と人間との境界に位置して両者の懸隔を埋め尽くしている存在としての「カミ」である。入会地の利用には、この「カミ」が深く関わっている。

「カミ」の観念が現代の日本人の自然観に与えている影響について過大評価することは避けるべきであるが、多くの日本論、日本人論の指摘を待つまでもなく、わが国の社会関係のありようと、Commons と入会の差異の関係は無視できない。わが国の入会地と Commons とを議論する上ではこうした社会関係の基本的性格を踏まえる必要がある。

一方、イングランドの Commons について歴史的な変容過程を分析した法社会学者の平野 紘<sup>10)</sup>、コモンズを「土地、空気、水などの地球上の主たる資源について、人々が共同してエクイタブルにアクセスもしくは使用でき、だれもがそれらを破壊することができない社会制度」と定義し、訳語としては「入会」を用いている。イングランドの Commons は、他人の所有権に属する地盤を対象とする収益権の一類型であり、これはわが国における民法上の「共有の性質を有しない入会権」に相当するという。平野はこれを、G. Hardin の議論が Commons に関する権益を「共有権」とみなした誤り、ゲルマン法的総有論に依拠した日本の入会に関する法律研究が犯した西洋における近代化過程の普遍化の誤りを踏まえて提示している。平野の研究は、むしろイングランドの Commons の研究を「オープン・アクセス」も視野に納めながら検討することによって、Commons の現代的変容はアメニティ観念に支えられたレクリエーションへの市民的要求であり、Commons のオープンスペース化であったことを実証的に示している。そして、イギリス環境法の根底をなすのがコモンズの権利であるとする。ここにはこれまでのコモンズ研究とは異なったスタンスが感じられ、わが国における現代的なコモンズのあり方に示唆するところも大きいと思われるのである。

そこで本稿では、日本の入会をめぐる研究とイングランドにおける Com-

mons の研究を参照しながら、先の課題に接近してみたい。

## II 千葉徳爾『はげ山の研究』をめぐる

### 1. 『はげ山の研究』について

日本においては、G. Hardin に先駆けること 10 年以上前に、わが国における「入会地の悲劇」はげ山の形成の観点から実証的に明らかにした研究がある。1956 年に初版が世に出た千葉徳爾の『はげ山の研究』である<sup>11)</sup>。千葉は、近世末期から明治初頭にかけて、わが国で山林の荒廃が進んだのは主に入会地であり、貧しい農民たちが生活資材を共有地に求めざるを得なかったことがその背景にあることを明らかにしている。千葉によれば、当時、わが国のはげ山は、大きく三地域（京阪、岡山・瀬戸内、東濃地域）に分布していたという。

これらの地域におけるはげ山の形成は次のように説明されている。京阪地域周辺では、都市市場への近接性が高いことから農村への商品経済の浸透が早くから進んでおり、貧しい農民は夜業にいそまなければならない経済的状況にあった。夜業の際の灯明の必要から、燃料を入会地の木の根に求めざるを得ず、その採取の結果としてはげ山が形成されていったという。また、岡山地方については、製塩業者による燃料買い占めが一般用燃料の騰貴を招き、入会林野に生活を依存する貧困層の生活困難を拡大したことがはげ山の形成をもたらしたとし、製塩業者による燃料採取とは直接的に結びつかないことを明らかにしている。同様に、東濃地域でも、陶磁器焼成用の燃料採取のみにはげ山の形成要因を求めることはできず、むしろ貧困層の拡大が入会地の過度な利用を促進したことを強調している。

ここに挙げられた三つの事例はそれぞれ細かい事情を異にするが、いずれ

も古い社会構造と新しい経済機構とのくいちがいあるいはゆがみが存在し、それが窮乏した住民層の生活の必要によってもっとも抵抗力の弱い林地にしわ寄せされ、荒廃という形であらわれてくる点で共通している。入会林野の利用様式は古い社会構造の端的な表れであり、新しい経済機構に対してもっとも抵抗力の弱い土地利用形態であるために荒廃が進んだのである。

このように入会地それ自体のみを対象とするのではなく、入会地をめぐる農民のおかれた社会・経済的条件との関係から、実証的に共有資源の荒廃を論じている点は、G. Hardin と異なっており、今日の議論に対する示唆と先見性に富んでいる。すなわち千葉徳爾の『はげ山の研究』では、社会・経済的条件の変化とともに地域社会の資源の利用様式が変容し、その中で共有資源であるわが国の入会林野の過度な利用が進んだことを示したのである。

## 2. コモンズ論と『はげ山の研究』

しかし、昨今のわが国におけるコモンズ論の研究において『はげ山の研究』に言及したものは皆無といってよいであろう。わが国におけるコモンズの議論は欧米の議論を受けて展開してきており、しばしばわが国の入会地がコモンズとして採り上げられるが、こうした議論が十分に千葉の研究を検討した上で、それを乗り越えるかたちで展開してきたとは言い難い。その理由は、『はげ山の研究』がコモンズ論の主張するような共有資源がよく管理される事例ではないからであろう。

千葉の『はげ山の研究』は、わが国における入会地の悲劇の事例を示すものであり、日本でコモンズ論を語る際、避けてとおることはできないのではないだろうか。わが国では、商品経済化が地域社会に浸透していく過程で、自然的条件が十分ではなかった地域で共有資源としての入会地において荒廃化がいち早く進んだという認識が必要である。今日の問題はその意味を新たに問い直すことにあるのではないだろうか。

その際に、経済・社会の中でのコモンズのあり方を検討する必要がある。わが国の地域社会における地縁的結合の変化を独自のプロセスとして明らかにしようとした小栗 宏が提起した問題はその意味でも重要な意味を持っている<sup>12)</sup>。ここでは G. Hardin が例示したイギリスにおける Commons のその後を辿りながら、わが国における資源共有の方向について考えていきたい。

### III Commons の展開

#### 1. 入会と Commons

人々の地縁的結合の紐帯としての共同利用地は、ヨーロッパの中世村落にも近世の日本の村落にも共通して存在していた。しかし、生産構造の変化は共同利用地の意義を変化させ、地縁的結合のあり方も変わるはずである。しかし、人々は地縁的な結びつきを維持しようとし、その基盤となるもの——共同利用地——に執着しようとする。小栗はそのような土地をめぐる共同のあり方の変遷を辿ることによってわが国村落社会の変化の特性を浮き彫りにしようとした。小栗はイギリスにおける Commons と日本の入会林野の解体過程の差異を端的に表現している。すなわちイギリスの場合、領主たちが土地生産性を高度化するために、産業革命をはさんで二度にわたる Commons の囲い込み、つまり私有化を推し進めたのに対し、日本では、私有化というよりも、政治や制度の変革によって入会林野は解体してきたとする。わが国の場合、明治以降の入会林野の解体を主導してきたのは、官民有区分や公有林への再編成であった。そして 1966 年に制定された入会林野近代化法以降、私権的な方向で進められることになるのである<sup>13)</sup>。

イギリスにおいて残存していた Commons は形骸化していたともいわれ

るが<sup>14)</sup>、一方では、19世紀後半頃から都市に住む人々の間で環境レクリエーションの需要が高まり、1865年、Commons 保全協会が設立されるに至る。その弁護士として働いたロバート・ハンターは、後にナショナルトラスト運動を展開した人物である。また共有地保存協会は数度の名称変更の後、1982年からはオープンスペース協会と呼ばれている。イギリスではこうした経験、つまり Commons の保全から環境保全運動に展開していった経験がある。しかし、わが国の入会地がこのような展開をしてきたものとして理解されてきたことはなかったはずであり、一般的には先の『はげ山の研究』が示すように、むしろ荒廃の歴史を辿ってきたとみなされている。そのような差異が生み出されてきた前提に、Commons と入会の差異、またその社会的背景の差異を考慮する必要があるように思われる。そこで次に先の平野の研究を参照しながら概観しよう。

## 2. イングランドの Commons ・ オープンスペース

イングランドの Commons は大きく分けてマナ Commons と限定 Commons に区別される<sup>15)</sup>。マナ Commons とは、開放耕地の周辺に位置する草地で年間を通じて家畜が放牧される放牧地、牧草地や木材や泥炭を採取する森林、荒地、沼地であり、個別的な所有権は存在しない。他方、限定 Commons は、作物収穫後に保有者全員によって放牧地として利用される開放耕地、採草後に共同放牧地として割り当てられる採草地である。つまり、Commons としての利用期間が限定されているものである。

また Commons をめぐる権利関係は所有権者（領主）と入会権者（農民）の間での関係を指し、入会権とはその産出物の共同関係であって、地盤の「共有権」としては理解されないものである。この「権利の共同関係」は個別的な世襲の収益権であり、農民相互間の権利関係ではない。このように法理上、イングランドの入会権は権利の個別性によって理解され、その背後にあ



る「共同体的」入会慣行とは区別されるものである。筆者にはイングランドの Commons の展開にはこの点が深く関わっていると思われる。

中世都市は Commons にとって、その「居住」によるものから「財産」としての権利への置換が進む抑圧の時代であった。法的団体として自治都市が成立していく中で、入会権は都市上層市民の寡占化に対応して入会慣行を否定していった。しかし、その中でも下層民と善良なる市民の共同によって入会慣行が回復され<sup>16)</sup>、都市共同体の成熟が歴史的趨勢とは違った Commons 保全を要請し、そのことが後のオープンスペースの展開を準備した<sup>17)</sup>。また、Commons とは異なるが、祭や市場、公的行事の場として利用されてきた緑地がスポーツやレジャー需要の拡大を背景としながら、19世紀には法制度的な手段を通じてレクリエーションの場として確保・保全されるようになった<sup>18)</sup>。その場合にも、住民の継続的・慣習的活動の場としての利用が根拠として重視されたのである。

こうした地方都市における Commons や緑地の保全を契機として、19世紀後半のロンドン周辺では、囲い込みに対するレクリエーションやアメニティの場としての Commons の保全・利用が、ナショナルトラストや土地公有化、オープンスペース化として展開していった<sup>19)</sup>。先に挙げた Commons 保全協会の基本的趣旨は次のようなものである。

「我々は、Commons, 緑地, オープンスペース, 公道, そしてそれらを享受する国民の権利を保全することをキャンペーンする。我々は、地方自治体や公衆に助言し、我々が贈与や買い取りによって取得したオープンスペースを管理保全する」

この団体は、当初は Commons の保全から出発したが、20世紀前半にはアクセス権の確保へと傾注していき、他のアメニティ環境保全団体とともに、保全された場への市民のアクセス権の拡大を図っていった。ここでいう「オープンスペース」とはすなわち広く人々に開かれていることが保証された空間であり、空間を利用する権利が設定された場であるといえよう。

「オープンスペース協会」に至る名称変更のもとには、こうした活動の展開があったのである。

わが国についても、慣習的利用に基づいて認められる権利として入会権があり、明治期の官民有区分の際に官有地化された林野を取り戻す運動もあった。しかし、それは基本的に共同体的な利用と国家との間のものであったといえる。またその利用の権利がアメニティの観点から守られるべきだとする主張はごく最近のものではないだろうか。これは放牧地と林野という土地利用の差異も影響していよう。このことは都市的な需要との対応とも関わっていよう。しかしまた、土地の占有に関する共同体の権益としての側面が、わが国の場合には強かったことも関係していないだろうか。

入会林野がわが国では生産性が低いとみなされ、林政において一貫して解体すべき対象とされてきた。そこでは林野利用に対する林政側からの一面的な見方があり、また共同体的占有が新たな利用の展開を阻害してきたことの影響も考えられる。ところが今日では、入会林野に限らず、多くのわが国の森林が利用の方途を失ったまま放棄される現象が表れてきており、G. Hardinとは別の意味での「コモنزの悲劇」に陥っている状況が生じつつある<sup>20)</sup>。

## IV 社会・文化研究に向けた展望

### 1. ま と め

わが国の入会地におけるはげ山の形成とイギリスにおける Commons・オープンスペースの展開について採り上げたのは、歴史的背景の差異を強調することによってわが国の後進性を述べようとしているわけではなく、イギリスの展開を範とすべきだと主張するわけでもない。ただ、「コモنزの悲劇」に対する批判のあり方として、わが国における従来のコモنز論の展開

とは異なる論点を提示しようとしているだけである。そしてそこからわが国における「自然」をめぐる社会・文化的問題に関する手がかりが得られるのではないかと考えているのである。

例えば、近年様々な開発と「自然」をめぐるコンフリクトが生じる際に、開発に反対する側の論理として『『稀少な種』の発見』といった「自然」の絶対性がマスメディアによって喧伝されることがしばしば見受けられる。それが間違っているというわけではなく、私たちの社会が「自然」を維持しようとするときに「稀少な種」という外在的論理に有効性があり、私たち自身に内在する「自然」との関わりに重きをおくことができないことを端的に表しているように思われるのである。このことは私たちの日常生活のあり方の中でいかに「自然」が感得されていないかを物語っているともいえるかもしれないが、一方で「自然と調和した伝統的な日本文化」が論じられる次元とのギャップはあまりにも大きい。

はげ山の事例をはじめに示したのは、わが国の入会の歴史を直視するならば、所有形態によって日本のコモンズと呼び得る保全的な資源利用の基盤になってきたと一般化し難いことを、わが国でコモンズを考える際に踏まえておきたいと考えたためである。そして、イングランドにおける Commons の展開が現在のオープンスペース思想に通じたものであることを明らかにした平野の議論から、イングランドの Commons が所有形態としてではなく利用をめぐる権利関係であること、そしてそれは住民のレクリエーション利用として、さらにはアメニティ思想に結びついていく運動の展開があったことを示した<sup>21)</sup>。Commons の保全的利用は「自然」と関わる人々の権利を守る運動の社会的成果といえるであろう。

わが国の「自然」のおかれている状況について、森林を例にとりて考えてみよう。国際的競争市場、産業間格差による資源管理の担い手の不在、大都市を頂点とする階層的地域間格差の拡大によってわが国の森林管理は危機的な状況に向かっているといわれている。このような問題を産業レベルの議論

に帰することによって解決を図ることができないことは、近年のわが国の森林政策の転換こそが端的に示すところであろう。そこでは中央集権的で市場にインセンティブを求める計画による資源管理から分権的・保全的な資源管理のあり方を模索する方向への移行がみられる。各地で展開する「自然」との関係回復しようとする取り組みもその中で一定の意義を果たし得ると考えられる<sup>22)</sup>。こうした政策の変化によって、循環型社会や「自然」の回復をめざす自律的な市民活動を地方分権と関連づけて資源管理政策の枠組みに位置づけ、包摂していくことが目指されるものの、逆に人々の自律的な運動を従属的なものに変質させる危惧も孕んでいる。そこでは「自然」をめぐる社会・文化のあり方が問題となる。すなわち、「自然」の利用をめぐる社会的共同関係の意味に対する問いかけとしてコモンズ論を捉え返すことに意義があるのではないかと思われるのである。

## 2. 社会・文化研究としての課題

しかし、本稿は採り上げようとする問題に対して十分に検討をし得たとはいえない。広範なコモンズの議論を展開するには、恣意的な参照であるとのそしりを免れ得ないであろう。しかし、類似した所有様式の下にある資源管理について参照することのみでも、わが国の「自然」をめぐる社会・文化の問題に接近する上では不十分である。

筆者は、わが国の山村における林野利用と地域社会変動を主たる関心事として、都市との関係から現代の山村及び地域社会における森林資源管理の問題を検討してきた。例えば、残存してきた入会林野に関してはその存続の要因と都市化にともなう新たな利用の展開について<sup>23)</sup>、あるいは、近年、採り上げられることの多い都市から山村に移住する人々の動向と生活意識との関係についてなどである<sup>24)</sup>。

ここで採り上げた事例は、都市的な環境の中での関係性から山村における

関係性を価値づけて選び採るといふ行動であり、それは「自然」との関係の選択と深く関わっていることを示している。調査に協力してくれた人々は失われたものとして「自然」を捉え、例えば子どもを育てる環境としてそれを取り戻そうとしていた。こうした事例はすでに広く紹介されるようになってきたが、一般的な行動パターンとはいえない。しかし、例えば学校ビオトープづくりや里山保全なども類似の意識から出発した異なる表れとみることができる。さらに「自然」を取り戻そうとするはたらきかけは直接的なものに限らず、現代社会の中での多様な様相を呈していると考えられ、「社会文化」の問題として捉えるならば、それらは共通の研究課題となろう。また、行動の場を見いだせないためにまだ表れていないものをも含めて考えていくことも課題になっていくのではないかと考えているところである。

#### 謝 辞

本稿は1999年10月に三重大学で開かれた社会文化学会中部例会での発表内容を踏まえて作成したものである。貴重なご助言をいただいた参会者の方々に厚く御礼申し上げたい。

#### 〔注〕

- 1) ここでいう「自然」は具体的には生態系及び人間が文化的な活動として生み出したもの以外の物理的な環境としてのいわゆる「自然」を意味している。しかしこれらと「自然」ではないものとの境界は明確ではなく、人間自身も生態系の一部を構成しているし、人間があえて手を加えないような状態も人間の文化的活動の一環であるという意味では、保護されているものは「自然」ではないということになる。ここでは人間の存在を措定して、その働きかけの具体的な対象であり、また働きかけによる関係をもむしろ内包しているものとして「自然」という語を用いたい。
- 2) ここでは共有資源あるいは共同利用資源、さらにはそれらをめぐる諸関係を指して一般的な概念として用いられる場合をコモンズとし、コモンズのイングランド（あるいは引用の都合からイギリス）の具体的な事例として採り上げられる共同放牧地などを文中ではCommonsと表記することとする。また、若干の例外を除きわが国の事例に関して入会あるいは入会地、入会林野の語を用いることとする。

- 3) 重本直利「日本における『社会文化』研究の可能性——『企業社会』の成立と『社会文化』の解体」、『社会文化研究』創刊号, p.55-64。

ここでは重本の提起した「社会文化」概念に基本的に依拠している。重本は「社会合理性」に基づく「自発性」の管理を「社会文化」と定義している。そしてボルビズムを「企業内文化」としてのみでなく、スウェーデンの「社会文化」の中で位置づけられなければならないことを例として、「社会合理性」の中に「経済合理性」が含まれることを示し、社会内部の様々な異質な局面間の緊張・矛盾・対立関係が連動して含まれるものが「社会文化」であるとする。筆者は「自然」と人間、あるいは都市と山村といった問題を「社会文化」の射程に入れて考えることを企図している。

- 4) G. Hardin (1968): "The Tragedy of the Commons" *Science* 162, pp.1243-1248 (邦訳:「共有地の悲劇」、『環境の倫理・上』晃洋書房, 1993年所収)。

G. Hardin は共有地を私的所有地あるいは公的所有地として立ち入りや使用の権利を決めるようにすべきだとした。

- 5) D. Feeny, Fikret Berkes, Bonnie J. McCay, and James M. Acheson (1990): "The Tragedy of the Commons: Twenty-Two Years Later", *Human Ecology* 18-1: p.1-19.

- 6) Bonnie J. McCay, and James M. Acheson edits. (1987): *The Question of the Commons—The Culture and Ecology of Communal Resources*, The University of Arisona Press などが挙げられる。

- 7) 三井昭二「森林からみるコモンズと流域——その歴史と現代的展望」、『環境社会学研究』第3巻, 1997年。

- 8) この点は、研究会における小林清治氏のコメントに示唆されたところが大きい。

- 9) 秋道智彌『なわばりの文化史——意味・山・川の資源と民俗社会』, 小学館, 1995年, p.145-147。

- 10) 平野 紘『イギリス環境法の基礎的研究——コモンズの史的変容とオープンスペースの展開』, 敬文堂, 1995年, p.466。

以下のイングランドのコモンズに関する記述は、基本的にこの文献に負っている。

- 11) 千葉徳爾『はげ山の研究』(増補改訂版), そしえて, 1991年, p.349。

本書は1954年に東北大学理学部に提出された学位論文である。

- 12) 小栗 宏『日本の村落構造——林野と漁場の役割』, 大明堂, 1983年, p.248。

- 13) 藤田佳久「入会林野と林野所有をめぐって——土地所有から土地利用への展望」, 『人文地理』第29巻第1号, 1977年。

- 14) 前掲注12) p.4参照。

W.G. Hopkins and L. Dudley Stamp (1963): *The Common Lands of England and*



Wales による（未見）。

- 15) この章節では便宜上、平野前掲注 10) にしたがって right of Commons を入会権とした。
- 16) 前掲注 10) p.34-49。15～16 世紀のコヴェントリ市のコモنزをめぐる判例から、Commons 保全の決定が近代的なオープンスペースとして維持される契機となったことを明らかにしている。
- 17) 前掲注 10) p.49-80。中世期の三つの小地方都市を事例として、Commons 保全がそれぞれの都市共同体のおかれた社会経済的状况の中で様々なかたちで Commons 保全の展開をみせた過程を明らかにしている。
- 18) 前掲注 10) p.201-244。緑地はオープンスペースの展開を考える上で意義があるにも拘わらず、従来その歴史的な性格は十分に明らかにされてこなかった。ただし、ここでは Commons と同列のものとして扱われるものではない。
- 19) 前掲注 10) p.317-361。
- 20) 前掲注 12) p.6。「むざむざ効果的な土地利用が無駄になって放置されているものも『共有地（コモنز）の悲劇』であるとすると」見方を紹介している。  
E. A. Keen (1978): *The Tragedy of a Mal-stinted Commons, Aspects of Fisheries Management and Extended Jurisdiction*, Center of Marine Studies, San Diego State University (未見)。
- 21) だからといってイングランドの「自然」と人間の関係のあり方を理想化しているわけではない。  
福田かおる「イギリスにおける動物愛護運動——大衆文化としての歴史的・社会的背景」、『社会文化研究』第 2 号、1998 年、p.40-56。  
ここでは、20 世紀の過剰な経済活動に対する反省が動物に投影されることによって、逆に「自然」のリアリティを欠く状況が生み出されていく過程が社会的観点から明らかにされている。
- 22) 中川秀一「森林・林業からみた山村と『流域』」、『地域経済』（岐阜経済大学地域経済研究所）第 19 集、1999 年。
- 23) \_\_\_\_\_「愛知県藤岡町における入会林野の再編成と機能変化」、『人文地理』第 47 巻第 1 号、1995 年、p.46-65。
- 24) \_\_\_\_\_「林業への新規就労とその対応——岐阜県加子母村森林組合の事例より」、『経済地理学年報』第 42 巻第 2 号、1996 年、p.1-22。